

台東区妊婦等応援特別給付金について

区では、特別定額給付金の基準日において妊娠されていた方に対して、より手厚く生活支援を行うため、胎児1人につき10万円を支給します。

給付対象となる方には、10月末から随時申請書を発送しています。申請書が届かない場合は区HPからダウンロードするか、下記へお問合せください。

【対象】基準日(2年4月27日)から申請日現在において、引き続き区の住民基本台帳に記録されており、次のいずれかに該当する方

- ①基準日において妊婦であった方(その後、妊娠を継続していない方も含む)ただし、基準日当日に出産した方は除く
- ②基準日において胎児であり、基準日の翌日以降に区の住民基本台帳に出生として記載された子と同一世帯の父親(該当する子の母親が①の給付対象者である場合を除く)

【給付額】胎児1人につき10万円

【申請期間】3年2月28日(日)まで(消印有効)

※DV被害者等、区内在住で、他の区市町村に住居票がある方は下記へお問合せください。

【問合せ】台東区緊急経済対策室 TEL (5246) 1692



新型コロナウイルス感染防止を目的として、区に寄附をいただきました

新型コロナウイルス感染症への対応に関して、区民や事業者等の皆さまから区へ寄附・寄贈をいただきました。ご厚意に深く感謝いたします。これらの寄附は、保健所、医療・介護施設、学校・保育園等で有効に活用させていただきます。

※10月23日現在、公表のご了承をいただいている方のみ掲載しております。

※その他、多くの方よりご支援をいただいております。

新型コロナウイルス感染症に関する寄附・寄贈

寄附・寄贈者(敬称略)	寄附・寄贈の内容
浅草仏教会	新型コロナウイルス対策応援寄附金50万円
真田宜明	弱酸性次亜塩素酸水400リットル、ポンプ式容器40本
東京都交通運輸産業労働組合協議会物流部会	マスク14,400枚、マスクポケット5,000枚
(有)スペルモード	マスク450枚

※10月20日号掲載の寄附の内容の一部修正箇所がありました。該当の寄附につきましては、再掲させていただきます。

コロナ禍の経営のお悩みを中小企業診断士に直接相談できる『緊急経営相談ダイヤル』をご利用ください

【相談支援】区内中小企業者が抱える緊急を要する経営上の諸問題に対し、中小企業診断士が直接電話で相談支援します。※匿名での相談も可能です。※Zoomを使用したオンライン相談も承ります。

【相談事例】・うちの会社も国や都の補助金、助成金をもらえるの？

- ・新型コロナウイルス対策としてネット販売をはじめたい
- ・会社を引継いでほしい、引継ぎたい
- ・毎月の借入金返済に困っている
- ・経営が行き詰まりどうしたらよいかわからない など

※相談内容に応じて、各専門機関(弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など)へ繋ぐこともできます。



専用ダイヤル

TEL 03-5829-8078

毎週火・木曜日(祝日・年末年始を除く)
火曜日午前10時~午後3時
木曜日午後3時~7時

問合せ

台東区産業振興事業団
経営支援課商工相談担当 TEL (5829) 4125



新型コロナウイルス 接触確認アプリ(COCoA)をインストールしましょう

「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」は、利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互いに分からないようにプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるスマートフォンアプリです。



詳しくは、厚生労働省HP(右記二次元コード)をご覧ください。

子育て・教育

「ご存じですか」ひとり親家庭等医療費助成制度

対象①(⑦)のいずれかの状態にある18歳になった最初の3月31日まで(中度以上の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育している父、母または養育者とその児童が健康保険証を使って医療機関にかかった場合、保険診療にかかる自己負担分の全部または一部を助成します。認定者には「ひとり親医療証」が交付されます。

- ① 父または母が離婚
- ② 父または母が死亡
- ③ 父または母が重度の障害をもつ
- ④ 父または母に1年以上遺棄されている
- ⑤ 父または母が裁判所からDV保護

持参

護命令を受けた

⑥ 父または母が1年以上拘禁されている

⑦ 婚姻によらないで生まれた子等(次の場合を除く。健康保険未加入、生活保護受給中、事実婚状態の方、児童が児童福祉施設に入所中(一部、対象となる施設あり))

所得限度額(2年分の所得)

扶養人数	申請者の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	200万円未満	244万円未満
1人	238万円未満	282万円未満
2人	276万円未満	320万円未満
3人	314万円未満	358万円未満

※社会保険料相当額(8万円)加算済み
 ※4人目以降は、1人につき38万円加算
 ※扶養義務者とは、同居している申請者の直系血族と兄弟姉妹のこと
 ※申請者が父か母の場合は、所得額に養育費の8割を加算
 ※各種控除が受けられる場合あり

申請方法

申請者(保護者)および児童の戸籍簿本・健康保険証、印鑑、個人番号カードまたは通知カードを左記問合せ先へ持参

現況届をお忘れなく

現在ひとり親医療証をお持ちの方(8月の児童扶養手当現況届出時に提出の方は除く)に、現況届を郵送しました。現況届は、来年度1年間の受給資格を判定する大切な届です。11月13日(金)までに提出してください。

【問合せ】子育て・若者支援課(区役所6階6番) TEL (5246) 12332

福祉(高齢・障害等)

身体障害者生活ホーム「フロム千束」の体験利用者を募集します

将来自立するための社会生活の経験・体験をする住居です。

【募集区分】令和3年度自立生活体験(原則1か月単位)

【場所】千束保健福祉センター2

【対象】 次の全てに該当する方

- ① 区内在住
- ② 就労か通所(見込みを含む)をしている
- ③ 3年4月1日現在18歳以上65歳未満
- ④ 身体障害者手帳を持っている
- ⑤ 医療的ケアを必要としない

【募集人数】 24人(毎月2人の利用)

【利用開始】 3年4月1日(日)

【募集期間】 11月9日(月)~27日(金)

【申込方法等】 詳しくは区HPをご覧ください。

【問合せ】 障害福祉課 TEL (5246) 12202

難病患者福祉手当をご存じですか

難病医療費助成制度(国および都疾病)の対象者で、65歳未満の方は、難病患者福祉手当を申請できます。

また、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者で、手当の対象疾病に罹患している方は申請できます。

対象の疾病は区HPで確認できます。

※手当の受給には、所得制限等の支給要件がありますので、詳しくは左記へお問合せください。

【問合せ】 障害福祉課 TEL (5246) 12201

認知症サポーター養成講座

【日時】 12月12日(日) 午前10時30分~正午

【場所】 みのわ地域包括支援センター(三ノ輪福祉センター)

【対象】 区内在住か在勤(学)の方

【定員】 10人(先着順)

【講師】 地域包括支援センター職員

【申込方法】 住所・氏名・電話番号を電話かファックスで左記問合せ先へ

【問合せ】 介護予防・地域支援課 TEL (5246) 12225 FAX (5246) 1179

保険・年金

国民健康保険料は確定申告等の社会保険料控除の対象です

令和2年1月1日~12月31日に納めた国民健康保険料は、令和2年分の確定申告の際に、社会保険料控除として全額を所得から控除することができます。納付済みの領収証書や預貯金通帳等で確認の上、申告書に記入してください(申告時に領収証書の添付不要)。口座振替で納めている世帯には12月24日(日)頃、1年間の支払額を記載した「国民健康保険料収納額確認票」を送付します。納付額が不明な方には、無料で発行します(郵送申請の場合、郵送料は自己負担)。

※詳しくは左記へお問合せください。

※収納額確認票は、世帯主名での発行です。世帯員ごとの内訳が必要な場合、日数がかかります。

【発行場所】 区役所2階①番国民健康保険課保険係、区民事務所・同分室

※地区センターを除く

※必要な物 本人確認できる物(運転免許証、マイナンバーカード等)

※別世帯の方が申請される場合は委任状も必要です。

※この時期は窓口が大変混みあうため、できる限り、「ご自身で計算して申告してください」。

【問合せ】 国民健康保険課 TEL (5246) 12256